

( 稲生 ) 字 削除  
( はな ) 字 加入

記入例  
(3部用意)

農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 元 年 6 月 × 日

十和田市農業委員会会長 様

通知者	住 所	氏 名
貸貸人	十和田市稲生町△△番××号	稲生 ほまれ
賃借人	十和田市大字沢田字下洗△△番地×	清流 はな

下記土地について、賃貸借の合意解約（更新拒絶の通知）をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

1 土地の所在等 欄が不足の場合は「別紙のとおり」と記入し、別紙に内訳を記入してください。

土地の所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	備考
		登記簿	現況		
十和田市 稲生町	9999番9	田	田	500	
十和田市 大字沢田 字下洗	8888番8	畑	畑	2,000	
十和田市 大字沢田 字袖山	7777番7	畑	田	1,000	
十和田市					
	筆数計	3	面積計	3,500	m <sup>2</sup>

2 賃貸借契約の内容 いずれかに○

● 農地法	( 始期: 平成20年 5 月 20 日 終期: 平成30年 5 月 19 日 )
● 農業経営基盤強化促進法	( 始期: 年 月 日 終期: 年 月 日 )

3 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

○(1)合意による解約	(2)農事調停	(3)10年以上の定期賃貸借の合意による解約
(4)その他 ( )		

4 賃貸借の合意解約又は更新拒絶の通知をした日等

(1) 合意解約又は更新拒絶の通知をした日	令和 元 年 6 月 × 日
(2) 合意解約の成立した日	令和 元 年 6 月 △ 日
(3) 土地の引渡しの時期	令和 元 年 6 月 ◇ 日

5 その他参考となるべき事項

受 理 通 知 書

年 月 日

十和田市農業委員会会長 杉山 秀明

農地法第18条第6項の規定による通知書については、同条第1項ただし書に該当し、同条同項の許可を要しないものであることを認め、これを受理したので通知します。

( 稲生 ) 字 削除  
( はな ) 字 加入

記入例  
(3部用意)

## 農地賃貸借の解約に係る合意書

令和 元 年 6 月 × 日

十和田市農業委員会会長 様

	住 所	氏 名
貸貸人	十和田市稲生町△△番××号	稲生 ほまれ
賃借人	十和田市大字沢田字下洗△△番地×	清流 はな

上記当事者との間で締結している農地賃貸借契約については、下記のとおり解約することについて合意し、合意の成立を証するため、この合意書を2通作成し、当事者が署名し、各自その1通を保有するものとする。

1 土地の所在等 欄が不足の場合は「別紙のとおり」と記入し、別紙に内訳を記入してください。

土地の所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
		登記簿	現況		
十和田市 稲生町	9999番9	田	田	500	
十和田市 大字沢田 字下洗	8888番8	畑	畑	2,000	
十和田市 大字沢田 字袖山	7777番7	畑	田	1,000	
十和田市					
	筆数計	3	面積計	3,500	m <sup>2</sup>

2 賃貸借契約の内容 いずれかに○

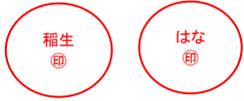
● 農地法	( 始期: 平成20年 5 月 20 日 終期: 平成30年 5 月 19 日 )
● 農業経営基盤強化促進法	( 始期: 年 月 日 終期: 年 月 日 )

3 解約をする日 令和 元 年 6 月 × 日

4 土地の引渡しの時期 令和 元 年 6 月 ◇ 日

5 解約するにあたっての条件

6 この合意書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、当事者が協議して定めるものとする。



記入例  
(欄不足時のみ  
3部用意)

	土地の所在	地番	地目		面	
			登記簿	現況		
1	十和田市 稲生町	1番×	田	田	100	
2	十和田市 穂並町	2番×	田	田	200	
3	十和田市 東一番町	3番×	田	田	300	
4	十和田市 西一番町	4番×	田	田	400	
5	十和田市 元町西一丁目	5番×	田	畑	500	
6	十和田市 大字三本木 字稲吉	6番×	畑	畑	600	
7	十和田市 大字三本木 字牛泊	7番×	畑	畑	700	
8	十和田市 大字赤沼 字上川原	8番×	畑	畑	800	
9	十和田市 大字切田 字岩ノ上	9番×	畑	畑	900	
10	十和田市 大字法量 字大筋	10番×	畑	田	1,000	
11	十和田市					
12	十和田市					
13	十和田市					
14	十和田市					
15	十和田市					
16	十和田市					
17	十和田市					
18	十和田市					
19	十和田市					
20	十和田市					
		計	10	筆	5,500	m <sup>2</sup>

解約する土地の筆数が多く記入欄が不足する場合は、  
解約通知書と解約合意書における 1 土地の所在等の「土地の所在」欄に  
「別紙のとおり」と記入し、本様式を記入のうえ添付してください。

欄が不足しない場合は、この別紙は不要です。